

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第43号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 予算担当課の課長等 企画総務部 <u>総務課長</u> (以下「<u>総務課長</u>」という。)、企画総務部職員課長 (以下「<u>職員課長</u>」という。)、企画総務部財務課長 (以下「<u>財務課長</u>」という。)、企画総務部研修所長、企画総務部企画調査課長 (以下「<u>企画調査課長</u>」という。)、企画総務部営業推進課長 (以下「<u>営業推進課長</u>」という。)、自動車部営業課長、自動車部技術課長及び高速鉄道部 <u>営業課長</u> をいう。</p> <p>(物品出納員及び物品副出納員)</p> <p>第7条 物品出納員は <u>営業推進課長</u> をもって充て、物品副出納員は企画総務部営業</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 予算担当課の課長等 企画総務部 <u>企画総務課長</u> (以下「<u>企画総務課長</u>」という。)、企画総務部職員課長 (以下「<u>職員課長</u>」という。)、企画総務部財務課長 (以下「<u>財務課長</u>」という。)、企画総務部研修所長、企画総務部企画調査課長 (以下「<u>企画調査課長</u>」という。)、企画総務部営業推進課長、自動車部 <u>管理課長</u>、自動車部技術課長及び高速鉄道部 <u>管理課長</u> をいう。</p> <p>(物品出納員及び物品副出納員)</p> <p>第7条 物品出納員は <u>企画総務部営業推進課担当課長</u> (以下「<u>営業推進課担当課長</u>」</p>

推進課管財係長をもって充てる。

(帳簿)

第11条 (略)

2 営業推進課長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、固定資産を整理しなければならない。

(1)～(2) (略)

3～8 (略)

第32条 次の各号に掲げる経費の支出については、前条の規定にかかわらず、支払伝票をもって支出決定書案に代えることができる。

(1)～(17) (略)

(18) 総務課長が必要と認めた電話番号簿重複登載料

(19)～(20) (略)

(物品の価額の特例)

第52条 (略)

2～3 (略)

4 第1項から第3項までの方法により計算した価額が時価に比し著しく不適當であると認められる場合その他特別の事由によりこの価額により難い場合には、営業推進課長は、関係のある課長等と協議して帳簿価額の範囲内において別に価額を定めることができる。

(直購物品の購入)

第62条 直購物品を購入しようとするとき

長という。)をもって充て、物品副出納員は企画総務部営業推進課資産活用係長をもって充てる。

(帳簿)

第11条 (略)

2 営業推進課担当課長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、固定資産を整理しなければならない。

(1)～(2) (略)

3～8 (略)

第32条 次の各号に掲げる経費の支出については、前条の規定にかかわらず、支払伝票をもって支出決定書案に代えることができる。

(1)～(17) (略)

(18) 企画総務課長が必要と認めた電話番号簿重複登載料

(19)～(20) (略)

(物品の価額の特例)

第52条 (略)

2～3 (略)

4 第1項から第3項までの方法により計算した価額が時価に比し著しく不適當であると認められる場合その他特別の事由によりこの価額により難い場合には、営業推進課担当課長は、関係のある課長等と協議して帳簿価額の範囲内において別に価額を定めることができる。

(直購物品の購入)

第62条 直購物品を購入しようとするとき

は、予算担当課の課長等は、第31条の規定にかかわらず、所定の決定を経た物品購入決定書及び物品購入要求書を総務課長に送付しなければならない。ただし、新聞、図書刊行物、各種法規等の追録及び郵便切手等については、支出決定書案を作成し、所定の決定を経ることにより購入することができる。

2 (略)

(直購物品の契約)

第63条 総務課長は、前条の物品購入要求書により契約について契約予定者を選び、所定の決定を経て購入の手続をとらなければならない。

(直購物品の契約決定の通知)

第64条 総務課長は、前条の手続を完了し、契約が決定したときは、決定通知書等により契約者及び当該直購物品の購入を要求した予算担当課の課長等に通知しなければならない。

(直購物品の検収)

第66条 直購物品の検収は、総務課長が行うものとする。

2 総務課長は、前項の検収を行う場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等の立会いを要求することができる。

(直購物品の検収の委託)

第67条 総務課長は、自ら直購物品を検収することが困難な場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等に検収を委託す

は、予算担当課の課長等は、第31条の規定にかかわらず、所定の決定を経た物品購入決定書及び物品購入要求書を企画総務課長に送付しなければならない。ただし、新聞、図書刊行物、各種法規等の追録及び郵便切手等については、支出決定書案を作成し、所定の決定を経ることにより購入することができる。

2 (略)

(直購物品の契約)

第63条 企画総務課長は、前条の物品購入要求書により契約について契約予定者を選び、所定の決定を経て購入の手続をとらなければならない。

(直購物品の契約決定の通知)

第64条 企画総務課長は、前条の手続を完了し、契約が決定したときは、決定通知書等により契約者及び当該直購物品の購入を要求した予算担当課の課長等に通知しなければならない。

(直購物品の検収)

第66条 直購物品の検収は、企画総務課長が行うものとする。

2 企画総務課長は、前項の検収を行う場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等の立会いを要求することができる。

(直購物品の検収の委託)

第67条 企画総務課長は、自ら直購物品を検収することが困難な場合は、当該直購物品の購入を要求した課長等に検収を委

ることができる。

2 前項の規定により検収の委託を受けた課長等は、当該検収の結果について、速やかに物品検査報告書を作成し、総務課長に提出しなければならない。ただし、軽易な直購物品については、物品検査報告書の提出を省略することができる。

(貯蔵物品の購入手続等)

第69条 営業推進課長は、物品購入決定書案を作成し、所定の決定を経たのち、貯蔵物品を購入するものとする。

2 (略)

(貯蔵物品の所要量の通知)

第70条 予算担当課の課長等は、その分掌する業務の計画に基づいて、貯蔵物品の所要量を決定して、その明細書を作成し、あらかじめ営業推進課長に送付しなければならない。

(貯蔵物品の所要量の変更)

第71条 予算担当課の課長等は、前条の明細書を変更する必要があるときは、そのつど営業推進課長に通知しなければならない。

(貯蔵物品の価額の改定)

第77条 営業推進課長は、物価の変動その他の理由により貯蔵物品の価額が著しく不適當になったと認めた場合は、管理者の決定を受けて適正な価額に改定しなければならない。

託することができる。

2 前項の規定により検収の委託を受けた課長等は、当該検収の結果について、速やかに物品検査報告書を作成し、企画総務課長に提出しなければならない。ただし、軽易な直購物品については、物品検査報告書の提出を省略することができる。

(貯蔵物品の購入手続等)

第69条 営業推進課担当課長は、物品購入決定書案を作成し、所定の決定を経たのち、貯蔵物品を購入するものとする。

2 (略)

(貯蔵物品の所要量の通知)

第70条 予算担当課の課長等は、その分掌する業務の計画に基づいて、貯蔵物品の所要量を決定して、その明細書を作成し、あらかじめ営業推進課担当課長に送付しなければならない。

(貯蔵物品の所要量の変更)

第71条 予算担当課の課長等は、前条の明細書を変更する必要があるときは、そのつど営業推進課担当課長に通知しなければならない。

(貯蔵物品の価額の改定)

第77条 営業推進課担当課長は、物価の変動その他の理由により貯蔵物品の価額が著しく不適當になったと認めた場合は、管理者の決定を受けて適正な価額に改定しなければならない。

2 (略)

(貯蔵物品の帳簿たな卸の報告)

第81条 物品出納員は、毎年9月末日及び3月末日に貯蔵物品の帳簿たな卸を行って、貯蔵物品出納状況報告書を作成し、増収増客担当部長に提出しなければならない。

(工事施行の手続)

第87条 (略)

2～3 (略)

4 課長等は、当該工事を請負契約により施行しようとする場合は、工事施行決定書に基づき、工事請負要求書を作成し、総務課長に送付しなければならない。

第2節 管理

(固定資産の管理)

第94条 課長等は、次の各号に掲げる区分により、固定資産の管理を行わなければならない。

(1) 有形固定資産

ア 自動車運送事業

(ア) 土地 営業推進課長

(イ)～(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

(ア) 土地 営業推進課長

(イ)～(キ) (略)

(2) 無形固定資産

ア 自動車運送事業

(ア) 電話加入権 総務課長

2 (略)

(貯蔵物品の帳簿たな卸の報告)

第81条 物品出納員は、毎年9月末日及び3月末日に貯蔵物品の帳簿たな卸を行って、貯蔵物品出納状況報告書を作成し、営業推進担当部長に提出しなければならない。

(工事施行の手続)

第87条 (略)

2～3 (略)

4 課長等は、当該工事を請負契約により施行しようとする場合は、工事施行決定書に基づき、工事請負要求書を作成し、企画総務課長に送付しなければならない。

第2節 管理

(固定資産の管理)

第94条 課長等は、次の各号に掲げる区分により、固定資産の管理を行わなければならない。

(1) 有形固定資産

ア 自動車運送事業

(ア) 土地 営業推進課担当課長

(イ)～(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

(ア) 土地 営業推進課担当課長

(イ)～(キ) (略)

(2) 無形固定資産

ア 自動車運送事業

(ア) 電話加入権 企画総務課長

(イ) 借地権 営業推進課長

(ウ)～(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

(ア) 電話加入権 総務課長

(イ) 借地権及び地上権 営業推進課長

(ウ)～(オ) (略)

(3)～(4) (略)

(固定資産の異動の通知)

第95条 課長等は、その所管の固定資産について取得、喪失その他の異動があった場合は、速やかに固定資産異動通知書を作成し、営業推進課長に提出しなければならない。

2 (略)

(固定資産の亡失、き損等の報告)

第96条 課長等は、その所管の固定資産を亡失し、又はき損した場合その他事故があることを発見した場合は、直ちに文書により営業推進課長を経由して管理者に報告しなければならない。この場合において、営業推進課長は、意見を付さなければならない。ただし、乗合自動車車両及び電車車両のき損については、この限りでない。

(固定資産の現在高の通知)

第98条 課長等は、毎年3月末日現在において、その所管の固定資産に係る固定資産増減表及び固定資産現在高通知書を作成し、翌月10日までに営業推進課長に提

(イ) 借地権 営業推進課担当課長

(ウ)～(エ) (略)

イ 高速鉄道事業

(ア) 電話加入権 企画総務課長

(イ) 借地権及び地上権 営業推進課担当課長

(ウ)～(オ) (略)

(3)～(4) (略)

(固定資産の異動の通知)

第95条 課長等は、その所管の固定資産について取得、喪失その他の異動があった場合は、速やかに固定資産異動通知書を作成し、営業推進課担当課長に提出しなければならない。

2 (略)

(固定資産の亡失、き損等の報告)

第96条 課長等は、その所管の固定資産を亡失し、又はき損した場合その他事故があることを発見した場合は、直ちに文書により営業推進課担当課長を経由して管理者に報告しなければならない。この場合において、営業推進課担当課長は、意見を付さなければならない。ただし、乗合自動車車両及び電車車両のき損については、この限りでない。

(固定資産の現在高の通知)

第98条 課長等は、毎年3月末日現在において、その所管の固定資産に係る固定資産増減表及び固定資産現在高通知書を作成し、翌月10日までに営業推進課担当課

出しなければならない。

- 2 営業推進課長は、前項の固定資産増減表及び固定資産現在高通知書について必要があると認めた場合は、課長等の所管の固定資産を調査し、又は固定資産補助台帳を審査することができる。

別表第1（第6条関係）

金銭収納員となる職	金銭副収納員となる収納員
企画総務部総務課長	企画総務部総務課庶務係長
(略)	
自動車部営業課長	自動車部営業課管理係長
(略)	
高速鉄道部営業課長	高速鉄道部営業課管理係長
(略)	

別表第2（第7条の2関係）

分任物品出納員となる職	分任物品副出納員となる収納員
企画総務部総務課長	企画総務部総務課庶務係長
(略)	
自動車部営業課長	自動車部営業課管理係長
(略)	

長に提出しなければならない。

- 2 営業推進課担当課長は、前項の固定資産増減表及び固定資産現在高通知書について必要があると認めた場合は、課長等の所管の固定資産を調査し、又は固定資産補助台帳を審査することができる。

別表第1（第6条関係）

金銭収納員となる職	金銭副収納員となる収納員
企画総務部企画総務課長	企画総務部企画総務課企画係長
(略)	
自動車部管理課長	自動車部管理課管理係長
(略)	
高速鉄道部管理課長	高速鉄道部管理課管理係長
(略)	

別表第2（第7条の2関係）

分任物品出納員となる職	分任物品副出納員となる収納員
企画総務部企画総務課長	企画総務部企画総務課企画係長
(略)	
自動車部管理課長	自動車部管理課管理係長
(略)	

高速鉄道部 <u>営業課長</u>	高速鉄道部 <u>営業課</u> 管理係長	高速鉄道部 <u>管理課長</u>	高速鉄道部 <u>管理課</u> 管理係長
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)